

支出負担行為担当官  
防衛省大臣官房会計課  
会計管理官 平下 一三  
(公印省略)

## 公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

## 記

## 1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期限
X-261	サイバーセキュリティに関する教材の修正案作成	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自: 契約締結日 至: 令和8年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（G E P S））対象案件）
3. 入札日時 令和8年3月10日(火)（11:15）
4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室
5. 参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。  
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。  
(3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。  
(4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。  
(5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。  
(6) 適合条件を満たすことを証明する書類を期日までに提出し承認を得た者であること。（別紙参照）
6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
7. 入札保証金及び契約保証金 免除
8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。
9. 契約書作成の要否 要
10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、
11. その他  
(1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。  
(2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。  
(3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。  
(4) この一般競争に参加を希望するものは、適合条件を満たすことを証明する書類を令和8年3月2日（月）12:00までに提出しなければならない。  
(5) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、

「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和8年 3月 6日（金）までに、下記担当者必着分を有効とする。

(6) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。

(7) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1（庁舎A棟10階）※顔写真付の身分証明書を  
持参すること。

受付時間 9：30～18：15（12：00～13：00までの間を除く）

**また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。**

メールアドレス：naikyoku\_chotatsu\_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名：「件名：○○○」 入札案内送信依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 押川 電話 03-3268-3111 内線20823

## 適合条件

### 1. 条件

契約相手方は、次の条件を満たしていること。

#### 1.1 サイバーセキュリティ等の知見について

教材の作成者について、次の各号に掲げる要件のうち、いずれか1つ以上の有効な資格又は経歴を有すること。

- a) C I S S P又は情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）に規定する情報処理安全確保支援士の資格を有すること。
- b) 技術士法（昭和58年法律第25号）に規定する技術士（情報工学部門）のうち、情報基盤を選択科目としていること。
- c) サイバーセキュリティを専攻分野とする博士の学位（ただし、相当する外国の学位を含む。）を授与されていること。

#### 1.2 教材の作成能力について

- a) 官公庁又は従業員1千人規模以上の企業に対し、IT及びOTセキュリティの教育実績があること。

### 2. 提出書類

提出書類の形式等については以下のとおりとする。

#### a) 書類の形式

1の条件を満たすことが客観的に示されているものであり、形式は任意とし、提出書類には、会社名等を表示するとともに、社印を押印のうえで綴るものとする。

#### b) 提出部数

各1部

#### c) 提出期限

令和8年3月2日（月）12：00

#### d) 虚偽がないものとする。

#### e) 書類提出後、官側から細部補足資料等及び社内監査を求める場合がある。

#### f) 提出書類に関する問い合わせは、提出期限の前日（前日が土日祝の場合は前営業日）の17時15分までとする。

仕様書			
件名	サイバーセキュリティに関する教材の修正案作成	作成年月日	令和8年2月6日
		作成課	整備計画局サイバー整備課

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、防衛省（以下「官」という。）の、サイバーセキュリティに関する業務に従事する者に対して行うサイバーセキュリティに関する教育において、契約相手方が実施する教材の修正案作成について規定する。

### 1.2 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書または見積書の提出時における最新版とする。

- C I S S P又は情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）
- 技術士法（昭和58年法律第25号）
- 著作権法（昭和45年法律第48号）
- 国等による環境物品の調達等の推進に関する法律（平成12年法律第100号）
- 環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和8年2月3日変更閣議決定）

## 2 本役務に対する要求

### 2.1 本役務の概要

- システム運用やネットワーク運用などサイバーに関連する業務に従事する職員に対して、基本的なサイバーセキュリティに関する知識及びITを利活用できる技術を習得させることを目的とする教材について、現在官側が保有する教材（IPAスキルレベル1相当）をより理解しやすい教材とするための修正案を作成する。
- 契約相手方は、官側が保有する教材について、IT（Information Technology）とOT（Operational Technology）の違い、IT及びOTセキュリティが必要な背景・セキュリティの必要性、セキュリティの技術面等について、最新の動向・事案を具体的に紹介しつつ、学習者にとってより分かりやすく、学習者がより効果的に理解できる内容、構成となるよう、現状の教材に対して修正方針や、加除する項目等を検討し、修正・加除項目をリスト化することに加え、現在の教材に修正・加除項目を追記したファイルを電子データで官側に提供するものとする。

（官側保有教材は表1のとおり）

表1 官側保有教材（修正案作成の対象となるファイル）※基準

番号	教育項目	教育内容	スライド枚数(ppt)
1	I C Tによる社会環境の変化	I C Tの進展とそれに伴う社会の変化、代表的なビジネスシステム、A IやI o Tなど最新技術の動向 等	56
2	コンピュータの基礎知識	コンピュータの仕組み、アプリケーションとO Sの関係、アルゴリズムの基本的な考え方とプログラミングの目的 等	42
3	ネットワークの基礎知識	ネットワークに関するL A NとW A Nの分類、接続装置の役割、身近で利用されている代表的なプロトコルの役割 等	60
4	クラウドの基礎知識	オンプレミスとクラウドコンピューティングの違い、S a a S・P a a S・I a a Sとは 等	40
5	データ活用	情報資産の代表的な種類、分析手法、データサイエンスについて 等	36
6	サイバーセキュリティ基礎知識	サイバーセキュリティの基本的な概念と目的、不正のトライアングル（機会、動機、正当化） 等	39
7	セキュリティの技術基盤	情報セキュリティ対策の種類、暗号技術・認証技術・利用者認証 等	44
8	業務とセキュリティリスク①	機密性・完全性・可用性等の7要素について、人的脅威・技術的脅威/物理的脅威 等	42
9	業務とセキュリティリスク②	代表的な攻撃手法及び組織において必要な対策、セキュアプログラミング・セキュリティバイデザイン 等	40
10	セキュリティ活動の実際	リスクアセスメントについて、リスク管理の進め方 等	36

1 1	用語集	上記教材 1-10 で使われた単語について、教材で登場した順に単語の解説	29
-----	-----	--------------------------------------	----

【修正・加除の検討に係る留意点等】

※ 近年サイバー攻撃が我が国の安全保障における現実の脅威となっており、防衛省・自衛隊の活動の最たる基盤としてのサイバーセキュリティの重要性の増大や、サイバー領域における脅威の高度化・巧妙化といった情勢の変化を受け、サイバーセキュリティ確保の観点が必要であることに具体的に触れること。

また、学習者に対し効果的な教育を提供するため、官側が保有する教材について、レイアウトや見た目のデザインに特に配慮し、教育内容を理解し易く、学習意欲を高められるような教材・全体構成となるよう工夫すること。

### 3 検査

検査については、この仕様書に基づき支出負担行為担当官補助者が行うものとする。

### 4 提出書類等

契約相手方は、表 2 に示す提出書類等を官側に提出するものとする。

表 2 提出書類等

番号	書類名	提出時期	数量	媒体	提出先
1	役務実施計画書	契約後速やかに	1 式	電子媒体一式とする。 ※	整備計画局 サイバー整備課
2	教材の修正及び加除箇所のリスト	作成後速やかに			
3	教材の修正及び加除箇所を教材内に追記したファイル				
4	最終報告書	本役務終了まで			

※ 提出書類について、修正・加除箇所のリストのファイル形式は Microsoft office (Excel) で作成し、教材に追記したファイルは Microsoft office (PowerPoint) で作成したうえで、DVD 及び電子メールにより提出する。ただし、役務実施計画書及び最終報告書については電子メールによる送付のみを可とする。

#### 5.1 完成品の納品

成果物及び数量は、次のとおりとする。

- a) DVD  
提出書類のデータを入れたもの
- b) 納品場所  
東京都新宿区市谷本村町 5-1  
防衛省整備計画局サイバー整備課
- c) 納期

令和8年3月31日（火）

## 6 契約相手方の条件

本事業を実施するにあたり、契約相手方がサイバーセキュリティ等についての知見を有すること、及び防衛省・自衛隊の要求に応じた教材の作成能力があることを証明すること。

### 6.1 サイバーセキュリティ等の知見について

契約相手方は、教材の作成者について、次の各号に掲げる要件のうち、公告の日において、以下のいずれか1つ以上の有効な資格又は経歴を有すること。

- a) C I S S P又は情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）に規定する情報処理安全確保支援士の資格を有すること。
- b) 技術士法（昭和58年法律第25号）に規定する技術士（情報工学部門）のうち、情報基盤を選択科目としていること。
- c) サイバーセキュリティを専攻分野とする博士の学位（ただし、相当する外国の学位を含む。）を授与されていること。

### 6.2 教材の作成能力について

- a) 官公庁又は従業員1千人規模以上の企業に対し、IT及びOTセキュリティの教育実績があること。

## 7 契約相手方の責務

- a) 契約相手方は、不測の事態により定められた期日までに業務を完了することが困難になった場合には、遅滞なくその旨を官側に連絡し、その指示に従うこと。
- b) 契約相手方は、業務の過程において官側から指示された事項については、迅速かつ的確に実施すること。
- c) 契約相手方は、本業務の実施に当たり、官側と密に連絡調整を行い、官と協議の上で作業の進捗状況や検討内容について報告を行うこと。

## 8 貸付品

- a) 本契約の履行にあたり、表3に示す貸付品について官側と調整の上、無償で貸付け又は閲覧することができる。
- b) 契約相手方は、官側の保有する教材の貸与を受ける場合はその取扱いに留意し、法令、関連規則等に従い、官側が指定する条件を遵守すること。

表3 貸付品

番号	名称	媒体	数量	貸付期限	貸付・返却場所
1	官側保有教材	電子媒体	1式	令和8年3月31日まで	整備計画局サイバー整備課

## 9 著作権等

- a) 成果物に関する著作権は、官側に帰属するものとする。また、契約の相手方は、防衛省が承認した場合を除き、成果物に関する著作者人格権を行使しないものとする。

- b) 契約の相手方は、本業務の成果物に関し、著作権法第27条及び第28条を含む著作権の全てを官側に無償で譲渡するものとする。
- c) 成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、契約の相手方が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。
- d) 上項 a) 及び c) において、官側は納入された著作物を自ら利用するために必要と認められる範囲で、翻案、翻訳、複製及び貸与することができるものとする。
- e) 本業務の成果物等に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら官側の責めに帰す場合を除き、契約の相手方の責任と負担において一切を処理すること。

## 10 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律の遵守

本役務で調達する物品等が、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和8年2月3日変更閣議決定）の基準を満たすものであること。また、基本方針の改定があった場合には、これに従うものとする。

## 11 輸送

輸送は環境に配慮されたものとし、ディーゼル車を使用する場合は、「東京都の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成12年東京都条例第215号）に規定するディーゼル車規制に適合する自動車を使用し、又は使用させること。また、使用させる自動車の自動車検査証（車検証）の提示を求められた場合、速やかに提示すること。

## 12 その他

この仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに官側と協議するものとする。